

## 三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年7月21日(水)  
開会 午後 1時55分  
閉会 午後 4時00分
- 2 会 場 三次市役所本館 6階603会議室
- 3 出席委員 教 育 長 迫 田 隆 範  
委 員 小 根 森 直 子  
委 員 深 水 顕 真 美  
委 員 井 岡 直 美
- 4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦  
教育委員会事務局付課長 河 野 智 樹  
学校教育課長 中 村 徳 子  
教育委員会事務局付課長 赤 木 実  
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦  
学校教育係長 中 村 啓 子  
教育指導係長 藤 本 裕 佳 里  
教育総務係長 沖 川 佳 代 子  
学校教育課主任 下 志 政 行  
文化と学びの課主査 迫 あ す か
- 5 議事日程
- (1) 議案第15号 三次市こども集会所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例案について(非公開)
- (2) 協議1 学校規模適正化について(公開)
- (3) 報告1 三次市史跡寺町廃寺跡発掘調査検討委員会に係る委員及びオブザーバーの委嘱について(非公開)
- (4) 報告2 教職員の人事について(非公開)

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いします。  
迫田教育長 新型コロナの感染拡大も懸念される中、東京オリンピックもいよいよ開幕するが、本日から市内全小中学校は1学期を終了し夏季休業に入る。引

引き続きコロナ対策や熱中症対策, 非常災害への備えを継続しているところである。では5点報告する。1点目, 非常災害対応について, 去る7月12日月曜日の朝, 大雨警報, 洪水警報, 土砂災害警戒情報が発表された。小中学校については, 児童生徒は登校していたため, 校内での安全確保を行い, 一部の学校では午後の授業を取り止めたり, 保護者の迎えによる下校にしたりと, 安全を確認しながら対応した。放課後児童クラブ, 放課後子ども教室についても, 地域単位で学校と連携して開設の有無を判断し, 安全最優先の対応をした。それから, 三次市の北部地域には避難指示を発令し, 避難所を開設したというところもあり, 市としては災害対策本部を設置し, 市内の状況把握, 関係部署での対応を行った。幸いにも, 人的被害, 建物被害の報告はないが, 農地等の浸水被害や土砂崩れによる道路被害が生じた。今後も安全対策に万全を期していく。

2点目, 新学校給食調理場について, この7月末までに建物の概要についての基本設計を行い, 今年12月までに実施設計を完了するという当初からの計画通り進めているところである。基本設計については, 関係小中学校の校長, 栄養職員, 調理員, それぞれに対して説明会を行い, 意見を聞きながら実施設計につないでいく予定である。周辺整備として, 進入路改修, 上下水道の整備についても関係課で計画的に進めている。ある程度設計ができた段階で, 教育委員の皆さんへの説明の機会を設ける予定である。

3点目はICT関係のことである。小中学校で1人1台タブレットを活用しての授業, 家庭への持ち帰りを積極的に進めており, 市内の全小中学校で持ち帰りの試行を行った。夏季休業に入るので, 持ち帰るということも含めてしっかりと家庭での学習をさせ, 学校との連携をとって指導を行っていきたい。この6月議会で, 家庭での充電器についての予算議決をいただいた。家庭でも充電できるので, 十分に活用させたいと思う。夏休みには, 放課後児童クラブ, 放課後子ども教室へ行く子どもたくさんいるが, そこでも活用できるように, インターネット環境を整える工事を進めている。また学校の校庭などもっと広い範囲で使えるようにするためのモバイルルータの購入や, 市立図書館でもWi-Fi接続ができるようにする工事も計画をしているところである。今はとにかく使って, いろいろ試すという段階であるが, 教育委員会としてはICTという頭文字を取って, いろいろ試す「I」から, チャレンジして続ける「C」, そして使いこなす「T」という段階に, 順々にステップアップをさせたいと考える。効果的な活用について, 学びを深めるために効果的な活用させる授業構成や, 指導の手順, 適切な指導がなにより重要なので, 教員スキルアップのための研修等を計画的に進めていく。

4点目, 美術館関係について, 奥田元宋・小由女美術館では「シルバニアファミリー展」を7月8日から9月5日まで開催中である。先日も非常にたくさんの方の来館があり, 子ども連れの方も多く本当ににぎやかであ

った。それから三良坂平和美術館では、第9回平和の灯ろうコンテストの作品展示を7月25日まで開催しており、7月31日から9月5日までは「堂畝紘子写真展 被爆三世の家族写真」を開催予定である。あーとあい・きさでは8月1日から9月10日まで「第15回広島県日本画協会作品展」を開催予定である。それぞれ計画的に企画展を行っている。また今年は奥田元宋・小由女美術館開館15周年にあたり、その記念行事も今計画しているの、詳細が決まればご案内させていただく。

最後に、新教育ビジョンについてである。これは平成23年に10年間を見通して、みよし教育ビジョンを策定し、令和元年に第二次三次教育大綱を策定している。みよし教育ビジョンが10年となるため、今年度、新たな社会の変化や今の状況にシなやかに対応しながら、持続可能な三次を目指すための新しい教育ビジョンを策定するために、事務局で研修を進めているところである。また教育委員の皆さんにも、課題整理など一緒に協議をしていただき、ビジョン策定につなげていきたいと考えているので、承知おきいただきたい。

教育総務係長 本日は藤井委員が欠席であるが、教育長及び委員の過半数の出席があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本教育委員会が成立していることを確認する。それでは、以降の進行を教育長に願います。

迫田教育長 これから議事に移る。本日の議案第15号については、議会提出前の議案関連案件のため、また報告1及び報告2については、人事に関する案件のため、公開になじまないと判断する。については、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 本日の教育委員会会議へは傍聴の申し出がある。傍聴の申し出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2条の規定による傍聴の手続きを行っていることと認め、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により傍聴を許可することとしてよろしいか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 それでは、まず公開案件から審議する。ただいまから会議を公開とする。

一傍聴人入室一

迫田教育長 ここから、協議1を公開で行う。傍聴の方は、お渡ししている注意事項をよくお読みいただき、静粛に傍聴していただくようお願いする。それでは、協議1について、前回の教育委員会会議に引き続き、3月15日に三次市学校規模適正化検討委員会から答申をいただいた、三次市立小中学校の規模及び配置の適正化について、意見交換を行っていききたい。この答申は、昨年度、市立小中学校の適正な規模及び配置について調査・検討し、児童

及び生徒にとって望ましい学校環境の基準、指針を作成するため、学校規模適正化検討委員会を設置し、委員である学識経験者、学校関係者、保護者、自治連の皆様等に審議いただいたものである。これについては、教育委員会として答申内容を真摯に受けとめ、教育委員会会議において丁寧に議論を重ねながら、学校規模適正化についての基本方針を決定していきたいと考えている。前回の協議では、特に検討を要する課題として挙げられたものを中心に協議した。前回の内容を確認すると、まず、適正化を検討する前提として、児童生徒の教育条件の改善の観点が中心であるということ。そして、この答申の中では、様々な状況の変化の中で、従来とは異なる発想や方法が求められており、その検討課題としては、通学区域自由化制度のやり方について、また、この通学区域自由化に関わって、中学校選択の際に重視されている部活動のあり方について再検討が必要であること、さらには、今、様々な小中学校でも取り組んでいるオンラインによる学習や、ICTの利活用がもたらす可能性を十分に注視した学校教育というのを考えていく必要があるということ、そして、学校と家庭と地域の連携協力のもとで、それぞれの学校の学習活動を更に充実発展させるコミュニティスクールの活性化を図っていくための課題について、この4点の中心にいろいろと協議し、意見を出していただいた。今回は、前回のそれぞれの各論での議論を踏まえ、方針決定につなげるために、引き続き意見交換を行っていききたい。協議にあたり、前回の平成22年の答申を受けて、教育委員会としてどのように対応してきたか、また、市内の小中学校の児童生徒数や複式学級等を含めた学級の状況について確認してから議論を進めていききたいと考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 それでは事務局から説明を求める。

学校教育課長 それでは資料1、資料3について説明する。資料1、三次市内小学校規模適正化の状況について、資料には平成15年からの経過を載せているが、平成24年以降の状況について説明する。平成24年に八幡小学校徳市分校が吉舎小学校に、志和地小学校が川地小学校に統合され、平成31年には、安田小学校が吉舎小学校に統合されている。この3校は、児童数の急激な減少に問題意識を持った保護者が、平成22年の学校規模適正化検討委員会の答申や市の方針と契機として、近隣校への統合について検討された後、地元の住民自治組織との協議を経て統合を決定されたものである。協議の過程においては、住民自治組織とPTAが合同で開催された学習会や説明会等の場に教育委員会も出席し、学校規模適正化に係る答申や基本方針の内容について説明した。今回も教育委員会会議の協議、総合教育会議を経て、規模適正化についての市の方針を決定していくが、学校や保護者、地域住民の皆さんに、答申や方針についてしっかりと情報提供を行っていききたいと考えている。平成27年には、施設一体型小中一貫校みらさか学園の整備に当たり、灰塚小学校、仁賀小学校、三良坂小学校の3校が

統合し、三良坂中学校に隣接した小学校を新たに建設し開校するために廃校としたものである。経緯については、地元のPTAや住民自治組織から、小学校と中学校の一体型一貫校として整備する要望書等が、市や教育委員会、市議会に提出され、小中一貫教育推進協議会で様々な議論を経た後に、開校に至ったものである。続いて資料3、市内小学校別児童数推移表については、昨年度開催した学校規模適正化検討委員会の資料として、令和2年10月21日に作成したもので、中学校区ごとに令和8年度までの児童数の推計を載せているものである。

教育委員会事務局付課長

続いて資料2について説明する。資料2は、令和3年度の小学校児童数及び学級数と教職員数の一覧、中学校生徒数及び学級数と教職員数の一覧である。各学校の学級数は国及び県の基準に基づき学級編制をしている。例えば河内小学校をみていただくと、河内小学校は1・2年生合わせて5人である。1学年を含む場合の複式学級の基準は1学級8人なので、基準に満たないため複式学級となる。3・4年生、5・6年生の複式学級の基準は1学級16人までなので、こちらも基準に満たないため複式学級となり、河内小学校はどの学年も複式学級である、いわゆる完全複式となっている。同じように、栗屋小、青河小、小童小、八幡小が、完全複式の学校である。その他、一部の学年が複式の学校がある。甲奴小学校については、3・4年生が合わせて14人、5・6年生が合わせて15人であるが、学級編制を見ると、3・4年生が複式で、5・6年生は単式となっている。これは県の基準で、学校全体で4学級あり50人以上いる学校には、複式改善加算として教員が1人加配されるため、その加配を使って、5・6年生を単式にしているものである。続いて中学校については、学級編制の基準でいくと、2学年合わせて8人まで複式となるが、令和3年度現在においては、そういう実態がないため、どの学校も単式学級となっている。作木中学校の2年生が特に人数が少ないが、1年生9人、3年生9人のため、複式にはなっていない。

迫田教育長

今の説明について質問等があればお願いします。

小根森委員

中学校の現在の生徒数では複式学級の基準になっていないということだが、今後の予測としてはどうか。

教育委員会事務局付課長

現在、中学校の細かい資料がない。

迫田教育長

今の流れでいくと、通学区域自由制度があり、また、県立中学校という選択肢も出てきている中で、流動的な要素も多いということもあると思う。ただ、事務局としては、具体的に喫緊の課題としては把握していないということでしょうか。

小根森委員

見たところ、小学校からそのまま行くとしたら、しばらく複式になる可能性はないのではないかと。

教育委員会事務局付課長

小根森委員が言われるように、しばらくは複式になる可能性はないと考えられる。以前も説明をしたかと思うが、広島県においては中学校の複式は設置しないことになっており、加配がつくようになっている。

深 水 委 員 その先の議論かもしれないが、中学校の複式のイメージがわからない。小学校なら担任の先生がされるというのはわかるが、中学校は具体的にどのように授業を進めるのか。

教育委員会事務局付課長 これまでも広島県は中学校の複式は設置しておらず、私も経験はないのでイメージはわからないが、例えば1，2年生の数学を教科担当が複式で行い、半分半分の時間で行うという形になるかと思う。

深 水 委 員 複式ということは1年生と2年生が1つのクラスになり、教科担当の先生が、1年生と2年生を同じクラスとして数学の授業を教えていくということになるのか。

教育委員会事務局付課長 そういうことになる。

迫田教育長 それでは、前回の振り返りをしてから協議に入っていきたいと思う。前回、4点の個別課題を焦点化して議論した。その中で、通学区域の自由化については、選択の理由として、部活動が中学校にあげられているが、それによってすべてが左右されるのではなく、学校教育の部分と部活動は、少し離して考えていくことが必要なのではないかという意見や、そういったことによって何か他の選択肢が出てくるのではないかといったものがあった。通学区域の自由化制度について大きな変更は必要なく、子どもたちの希望を叶えるという流動性を残しておく必要があるのではないかという意見や、一方的に小さい規模から大きい規模の学校というのではなく、大きい規模から小さい規模へという希望もあるので、制度自体はあってもいいのではないかという意見、また、小学校でいえば1年生から6年生の間で、その学校への居づらさを感じた場合に、違う中学校へ行きたいという子どもがいたら、この制度がうまく活用されているという話を、実際に保護者や学校の方から聞くこともあるので、意味があり必要なのではないかという意見や、保護者にも一定程度周知、理解されており、当然の制度として受けとめられているので、悪くとらえる制度ではないのではないかという意見、そして、それぞれの学校の魅力づくりをする中で、こういった異動の選択というものも、事由として残しておくことは必要なのではないかという意見や、自由化制度で選択肢が増えるということがあるのはいいが、一定期間ごとに検証を行うことも必要であるといった意見等を出していただいた。

それから、部活動については、教職員の働き方改革の面からも、外部講師や指導者を増やすことはこれからも有効であり、学級以外で所属している別のコミュニケーション、繋がり場として、部活動は非常に有意義なものであるというものや、部活動を地域へ移行するという事になれば、教職員もしっかり地域へ出て活動できるという可能性も増え、柔軟な対応ができるようになるのではないかという意見、それから、地域社会の中で部活動をしていくということであれば、市役所でいえば、地域振興課と教育委員会が情報共有して、しっかり子どもたちを育てるという一部門になっていける可能性もあるのではないかというものや、地域へ出てもできる

ものや、学校でできるものがあるといいという意見、さらには、部活動は学校教育の一環であると明記されているので、学校を変わらなくてもしっかり活動できる環境があればいいという意見も出していただいた。

それから、ICTの活用についてもたくさん意見をいただいた。コロナ禍で随分状況も変わり、子どもの学びの工夫やあり方も多様化できるようになっている中、今現在、本市でも随分と精力的に進めている取組がしっかり進んでいき、これを適正化の議論に反映できればいいという話も出していただいた。それから、今までのように学校で学ぶだけでなく、地理的に遠くてもオンラインを通じて、それぞれがその場でいろんな学びができるような環境になれば、今までの学校の学びのあり方を基本的に見直していくこともできるのではないかというものや、学校が大きい小さいということだけではなく、小さいからこそ、きめ細かで柔軟な対応ができるのではないかという意見、さらには、学校に登校しにくい、或いはできていない子どもたちが、オンラインで学習できるようになれば、そういった子どもの学びも継続でき、学校へ行っている子どもとの繋がりができる等の学びの工夫がこれから必要なのではないかという意見があった。そして、うまくICTを活用すれば、複式学級での学びについてある程度解消できると考えられるのではないかといったものや、これからSociety 5.0の時代と言われるが、これからの学びのあり方ということで考えれば、社会の中での学びというものをSociety 5.0に応じたもので考えていくことは必要であるといった意見を出していただいた。

それから最後のコミュニティ・スクールについては、保護者をいかに取り込んでいくかといったことや、運営協議会のメンバーをどうするかということがこれから課題になるだろうが、人選にあたっては丁寧に進めていく必要があるということや、学校教育、社会教育、家庭教育など、教育内容が多岐に渡るので、関係部署の繋がりをしっかりつけていくこと、地域が学校にもっと関わり、学校への支援がさらに強固になることで、職員の負担軽減にも繋がるのではないかといったところを出していただいた。これから学校の適正化につないでいくが、そこについてもいろいろ意見を出していただいている。答申書の中にも、そのキーワードとして複式学級が出ているが、複式になったときに、どんなことが子どもの学びにとって課題なのかを整理する必要があるのではないかということも出していただいた。また一方では複式学級にも非常にいい面もあるので、ICTでカバーできる場所など、もっとしっかり議論をしていけるのではないかということや、適正化を検討していくという目安として、ICTを活用してもやっぱり限界があるとすれば、その限界や可能性についてもしっかり議論していきたいというもの、そして、県内でも、イエナプランといった取組をされているところもあるが、そういった学習のあり方というのも情報としては考えてもいいのではないかというものや、ICTの限界ということであれば、まだまだ使い尽くしておらず、今の社会状況の中でSociety 5.

0までしっかり踏み込んだ活用の仕方もこれからであるので、適正化ということを考えれば、それをしっかり継続的に議論していく場があってもいいのではないかという意見、そして、義務教育の要件として教育の機会均等があるが、そういったところを財政的な課題だけで判断をしていくことがあってはいけないといったことなどを出していただいた。前回は答申書の中で検討すべき課題としてあったものに特化して協議したが、今日は答申書の流れに沿って、もう一度、この中身についての議論を順に協議をしたり、意見交換をしたりするという流れで進めていきたいがいかがか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 ではまず、答申書の10ページから11ページに、「学校規模及び配置の適正化に対する考え方」をまとめて出してもらっている。この部分について意見交換をしていきたい。ここでは、「三次市においては、概ねコミュニティ形成の場として中学校が存立しており、これを踏まえた学校規模及び配置の適正化を図っていく必要がある。」適正化に対する方針については、「子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小に関わらず、これまでの小中一貫教育の実績・成果を踏まえつつ、各学校がその良さを活かし、ICTを積極的に利活用して課題解決を図ることにより、適正な学校規模及び配置を実現する。」とある。他にもあるが、この10ページから11ページについて、委員の皆さんの意見を出していただき、協議を進めていきたいと思う。

深水委員 答申書については本当によく書き込まれている。改めて読んでみると、10ページの適正化に関する方針の中にある、学校規模の大小にかかわらずというキーワードが大きなポイントとして出てくると思う。答申書の1ページ、「はじめに」のところに、「単に少子化や学級・学校の規模の大小を問題にするのではなく、地域社会の未来そのものである、子ども一人ひとりの豊かな教育環境をどのように保障すべきなのかという観点から議論を重ねました。」とあり、小さい大きい議論ではないということが前文で書かれており、また10ページ、その前の9ページでも同じく、大小にかかわらずということが書かれている。ただ、一方で、実際の目安となってくると、前回の議論の中にもあったが、やっぱり複式が議論の中心であり、今日の資料の学校規模の適正化の歩みをみると、いかに小さい学校が閉校して合併し、大きくなっていったかという議論に終始している気がする。つまり、小さいところを問題にして議論をしてきたという経緯があったのではないかと思う。しかし今回の答申では、大小にかかわらず、と答申していただいております、それはどちらの視点も当然必要であろうと思う。特に大きい学校に関して言えば、生徒や学級が多すぎて困っているのは今の三次市の現状ではなかなか考えづらいが、他の地域では、あまり大きくなりすぎるから分校するとか、分割するという議論もあると思う。三次市の場合それは想像しにくいですが、あまり大きくなりすぎることによって、校区が大きくなるのは非常に大きな問題ではないかと思う。今回この10ページ



の中に、法令で、小学校にあたっては4 km、中学校にあたっては6 km という基準が記載されているが、この数字はコミュニティを指している気がする。仮に合併して大きな学校ができた場合、どうしてもこの校区が非常に大きくなってしまう。そうするとコミュニティとの関係がどうしても希薄になってしまうのではないかという気がする。そうすると、今三次市が進めているコミュニティ・スクールと齟齬が生じてくるのではないかということが非常に懸念される。小の問題もあるし、大の問題もあるというところを含めて、今後の議論は必要なのではないかと思っている。

迫田教育長 大小に関わらずということであれば、大の方もきちんと議論の対象としていくということ、広域になると校区の広さというところも、一つの協議台になるのではないかということであった。他にはどうか。

小根森委員 なかなか難しいが、今までは学級数、学級の人数で考えがちだったものを、そうではなく、学習グループの編成を考え直す時に来ているといわれているのだと思う。学習グループの編成が、今まではクラスの中の子どもたちと先生だけで考えていたものを、これからはオンラインを通じて、他所の学校と編成できる、保護者とも、地域の方ともということで、学習グループを大変柔軟に考えていけるのではないかという提案だと思う。そうすると、12ページにある目安については、そういう柔軟な編成を通して、限界があるのはこういうことだということをおかれているのではないかと思った。それと、さきほど中学校では複式がないといわれたが、それでも中学校が複式になったときという記載があるのはどういうことなのか疑問である。

迫田教育長 学級数で考えるというところから、もっと多様な学びの集団というものが考えられるし、可能であるというところは、しっかり押さえておく必要があるということであった。井岡委員、いかがか。

井岡委員 さきほどから言われているように、学校規模の大小に関わらずというのが注目される文言であるが、大小に関わらずといいながら、12ページの目安には、やっぱり複式の記述がある。複式のやり方が悪いということではなく、複式学級になってしまう人数のことが大きいのではないかと思っている。複式になってから一緒になってしまうというのではなく、柔軟な考え方で選択肢が広がるというのはいいと思う。

迫田教育長 その他あるか。

深水委員 もう1点付け加えるならば、10ページの方針の後半にはICTの活用が出てくる。それを受けて11ページの最後では、例えば、オンラインでの学習発表会などの可能性を提示してあるが、この部分はまだ本当に十分踏み込んでいないところではないかと思う。どこまでICTの可能性があるのかという、これは前回の議論の中にもあったが、極端な話、コロナ禍の中でもう2年が経つが、例えば短期大学では、学校のキャンパスに通えずに、対面状況を持たずに卒業する子どもがでてくる可能性が十分に出てくる。そういうことを踏まえながら、ICTがどこまで可能性があるのか、

ここに書かれてはいるけれども、積極的に活用し、課題を解決することというところの具体的なイメージが、まだ十分に得られてないのではないかという気がする。

迫田教育長 ICTの活用ということでは、本市でも着手し、今いろいろやってみているというところで、その具体的な効果や活用については、もっとまだ広がっていくであろうということであった。

小根森委員 ICTの活用については、新聞の記事で、へき地の学校からICTの先進事例を発信しているということで、北海道教育大学と教育委員会と一緒に考えてやっている事例があった。三次市でも少人数学校が本当に増えている中で、広大の先生などからアドバイスを受けながら、どんどん新しいことをやって発信できるようにしてはどうか。よその真似をすることも大事だし、それを更に先へ進めていくように研究していけたらいいと思う。

迫田教育長 もっと先進的な取組ができるような土壌が三次にもあるのではないかということだった。他にあるか。私は、学級という単位は、どうしても職員の定数や学校の体制に直結する基礎数値になっていることは否めない事実であるので、そういったところをきちんととらえて学校というものを見ていくということが必要だと思う。今現在、複式学級は市内にかなりあるが、本市の場合、少人数の学びの工夫というところは本当にずっとやってきているし、その中でどの学校も、しっかり地域や家庭に関わってやってもらっているということはよく感じている。そういった充実した取組をしているところへ、ICTが今入ってきていて、学びが広がるという可能性がある。一方大きい学校については、今、国で示された標準学級数でいえば、本市の小学校は3校である。そこで具体的な大きいのがゆえに難しいことというのは、なかなか見えにくいですが、今のコロナ禍でいえば密になるといったこともあるかもしれない。そういった中で、どうしても限界だということを、どこでどのように見定めていくかということ、教育委員会としては考えておくことも必要だと思う。あわせて、この中で言えば、規模の大小にかかわらずというところで、大きい学校の課題として、人数が多ければ、学びにどんな困り感があるのかなど、そういったところをお互いに共有しておくということなど、今の段階でできるものがあると思う。事務局で、規模によるメリット、デメリットというところでの資料など、今出せるものがあれば示してもらいたい。

教育委員会事務局付課長 資料として示すことのできるものは今ないが、先ほど教育長からあったように、三次市では複式教育でしっかり力をつけていこうということで取組を進めてきている。その中で、成果として挙げられるものとしては、複式の中で、子どもたちの学習面でいくと、必然的に主体的、自主的な学びの力が身についていくということがある。教員が関わって授業する直接授業の時間と、教員が関わらず自分たちだけで学習を進める間接授業の時間があり、これは本当に力がつくのとらえている。広島県でも、今、主体的な学びを推進するというところで、単式の学級においてもそういう学びを推

進んでいるが、複式においては必然的にそういう学習ができていると捉えずずっと進めてきているので、そういう力についてはついてきていると思う。また、どうしても異学年で学びを進めていくようになるので、下学年は、上学年の学び方を学んでおり、上学年は下学年の手本にならないといけないという意識をずっと持っているので、そういう面では、本当に、自己肯定感等も高まっていきながら学習の姿勢もついてきていると捉えている。また、教職員の方も、必然的に少人数になるので、どの子がどの部分でつまづいているかというところに気づきやすくなり、個に応じた指導をきちんと施すことができるというふうに、複式に取り組んでいる中で意義を感じている。また、子どもたちの生活面でいうと、これは学習面ともかかわるが、必然的に上級生と関わるが多くなるので、先ほど言ったように、上級生は下級生の手本になるように生活しなければいけないという意識がどんどんついてくるし、下級生は、6年生になったらああいった6年生になるんだというイメージを持って生活ができるので、そういう面で、リーダーシップや向上心が培われていくと考えている。規模の大きい小さいでいうと、小規模のデメリットとしては、やはり運動会などの学校行事や、体育でのゲーム的な要素のある球技、音楽科でいうと合唱、合奏といった集団で行うものがなかなか実施しづらいということがある。例えば、小学校の体育では、学習指導要領でボール運動として示されている内容は、ゴール型とネット型と、ベースボール型というゲームの例が示されている。ゴール型は、バスケットボールやサッカー、ハンドボール、新しい競技でいうとタグラグビー、フラッグフットボールなどが示されている。ネット型は、ソフトバレーボールや、プレルボールという、庭球のような球を手で打ってプレーする競技など、ベースボール型では、ソフトボールやティールボールなどが示されており、人数を工夫したりルールを自分たちで決めたりして競技を行われるようにはなっているが、人数に限りがあるため、なかなか集団によるゲームができにくいところがある。また、1つのクラスの人数が少なくなるということは、意見の練りあいも限られてくるため、そういう集団学習や指導形態が取りにくいということがある。また、大規模でいうと、今度は小規模の反対になり、人数が多いがゆえに、なかなか個人の発表の場が少なくなるとか、例えば理科の実験をするにしても、器具を扱う機会が少なくなるといったこと、また、どうしても受け身の授業が行われるということが考えられる。主体的な学びということで今、学校の方で取り組んでいるが、人数が多いと自分がその意見を発表する場も少なくなっていくといったデメリットがある。中学校では、小規模だと、先ほども出た、部活動のこともある。一様に、小規模がいい、大規模がいいということとは言えないが、やはりそういう面で、小規模は小集団過ぎて学びがなかなか成立しないという課題、また大規模でいうと、集団はしっかり活動ができるが、個人の発表の場が薄れるということが考えられる。

迫田教育長 一般的なものもあれば、本市で実際にみている課題というものもあった

かと思うが、そういうことあるので、11ページにある、適正な学校規模を考える際に一般的に望ましいと考えられる1学級の児童生徒数が、20人から25人といった数値を書いているのではないかと読んで読ませてもらっているが、今の情報を聞いていただく中で、そのほか意見等あるか。

深水委員

今の、規模の大小によるメリット、デメリットというのは、すごく大きな問題で、今回この適正化をやっていく中では、特に保護者や児童生徒に対して、どういう選択をとるかということは教育委員会としてしっかり示していく必要があると思う。さきほどの情報は非常にわかりやすく、特に、それぞれのメリット、デメリットがよくわかった。もう1点、あえて考えると、人間関係の固定化ということもあるのではないかと思う。小規模の学校だと、どうしても人間関係が固定化していくが、大規模であれば、クラス替えができるということもある。ただ、固定化していくことが子どもにとっていいか悪いかは別の次元で、小規模ならいじめがあるとかないとかいう次元の話でもない。そういったところは、広くいろんなメリット、デメリットをしっかりと研究し、それを提示していくことが必要であると思う。インターネットを調べてみると、合併や廃校の議論の中で、教育委員会と書かれたメリット、デメリットの文章が結構出てきて、非常に勉強させていただくところがある。そういったところも含めていかなないとなかなか次のステップにいけないのではないかと思う。

教育委員会事務局付課長

今、委員が言われたように人間関係は大きなところがあり、特に小規模でいうと、保育所の頃からの人間関係が継続する場合もある。小さいからいけないかという、例えばクラス替えがなければ、6年間通して学級経営がしっかりできるということがある。途中で変わらないのでそういう面もあるが、そこで人間関係がうまくいっていなければ、ずっと同じ人間関係が続いていくので、しっかりと見ていかなないといけない。小規模では、大きな集団に入った時の耐性をしっかりつけていかなないと、子どもたちがしんどい思いをするのではないかという意見はよく言われている。

深水委員

今のところに関して、学校間の交流に興味があり、もう少し積極的に取り組むことができないかと思う。以前テレビでやっていたが、例えば週の3日間は山の分校で1人の子が授業を受け、残りの日は大きい学校と一緒に受けるといった選択肢もあるのではないか。そういった形での使い分けをして、小規模のいいところ、大規模のいいところをうまく平等にできるのではないかと考えている。

迫田教育長

今、出てきている議論というのは、10ページの中に、大小にかかわらず議論をきちんとしていくということが必要だということと、あわせて、ICTの活用ということであれば、今の実態を踏まえて、何か新しいものを生み出していくことはできないだろうかということ、それをどこかで見極めていくことが必要なのではないかということだと思う。答申書には、まさにそういうことをしっかりと検討すべきだと書いていただいている。このことを踏まえて、10・11ページの中に書かれていることについては、

今の実態や、私たちが協議していくべきことと外れたものではないという理解でよろしいか。そうすると、今いただいている、規模の大小だけでなく、実態に応じた子どもの学びの深まりについて、今の実態を共有したうえで、また話を深めていき、今やっているICTで、超えられるもの、超えられないものがあるのかをしっかりと見極めていくということでもよろしいか。

小根森委員 小規模校のデメリットの方に目が向くが、大規模校の中でも、受け身の学習になったり、発表せずに終わってしまう授業があったりするということを問題として考えないといけないと思う。三次市は40人のクラスはないので、そこまでのデメリットはないのかもしれないが、そこはICTを通じて、小規模校、大規模校がお互いのデメリットを解消できるような交流ができればいいと感じている。この前ネットをみていると、保護者の方が子どもに身につけて欲しい能力の記事があって、一番はやっぱりコミュニケーション能力で、その次に生きる力、学力などとなっていた。やっぱりこれからの社会に出て行くのに、コミュニケーション能力はすごく武器になると思うので、小規模校の子どもたちにいかにしてこれを学習してもらおうかということは考えていかなければいけない。

教育委員会事務局付課長 先ほど大規模校におけるデメリットのみ話をしたが、メリットでいうと、やはり人数が多いので、多様な意見を交わすことができる。グループ学習においてもいろんな意見が出る中、子どもたち同士で意見を深めることもできるし、それをもとに子どもたちが自己の中で切磋琢磨しながら、しっかり力をつけていくことができる。また、いろんな学習形態が組みやすい。先ほど言ったグループ学習や、その子に応じた学習の程度によってクラス分けをしながら、少人数指導やTT指導をしていくことができるといった多様な学習形態がとれるということは、メリットであると考えている。

迫田教育長 今言っていたような、それぞれの学校の具体的な実態に応じた様々な成果や課題、またそれに対する工夫などを共有していくこともやっていきたいと思う。あわせて、今やっているICTの工夫なども事務局から紹介し、これから見通しができそうな取組などもまた次回話ができればよいと思う。もう一つお示ししたいのは、新しい学習指導要領についてである。小学校は昨年度から、中学校では今年度から新しい学習指導要領が完全実施されている。学びの中には、教科だけでなく、多様な学びをつないでいく総合的な学習の時間などがある。学習の中の一つには、学級活動、児童会活動や生徒会活動、クラブ活動などの特別活動がある。今回の学習指導要領の特別活動の目標には、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通じて、多様な他者と協働するとか、集団や自己の生活、人間関係をしっかりとつないでいく力を育てる中で、身に付けたことを生かして、よりよい自己の生き方につなぐといったことが示されている。知識や技能を身につけることに

加えて、思考力、判断力、表現力、学習意欲など、人間関係形成や社会性を身につけるといふことも、学校教育の中できちんと培っていかないといけないといふことが、今の新しい学習指導要領の中でも明記されており、そういったこともしっかりやらないといけないといふことを知った上で、考えていくことが必要だと思ふ。また、改めて言うが、通学区域、校区のとらえ方も必要であると書いてあるので、深水委員が言われたとおり、その部分についても課題としてあげておきたい。それでは、そのほかなければ、12ページの学校規模及び配置適正化に向けた基本的な方策について意見をいただきたい。

深水委員 さっき中学校の複式の話をしたが、広島県では複式があるのか。  
教育委員会事務局付課長 広島県では複式の中学校はない。県の基準によって、そこは解消するようになっている。配付資料の、広島県教育委員会が示している学級編制の基準の備考1に、中学校においては複式学級を解消することとされているので、現在、広島県では複式学級は措置されていない。

深水委員 広島県では中学校の複式はないといふことではあるが、中学校の複式といふのは今ひとつよくわからない。小学校の複式の場合は担任が1人なので、同時に授業するといふのはわかるが、中学校の場合はクラス数に対して倍ぐらいの教員の数が配置されている。そうすると、決して暇といふわけではないが、授業を持ってない先生もおられるので、3クラスで授業をしてもいいのではないかと思ふ。

教育委員会事務局付課長 質問に対する答えになるかどうかかわからないが、国の標準法でいうと、複式学級の基準は、二つの学年で8人までと決められているので、その人数でいうと複式学級が出てくる。先ほど深水委員が言われたように、教科によって担当がいるので、広島県の基準では、中学校3クラスの場合は教員が7人と決められており、教員も、その教科の免許を持っている者が配置される。例えば複式があった場合、1・2年生が数学をされていて、3年生が国語をしていた場合、他の教員は授業がない。これは今も一緒に、1年生が数学、2年生から国語、3年生が理科をしていたら、他の教科の教員は、授業を直接は持ってない。ただし、TTに入ったり、直接教えることはできないが支援をしたりといふ形で、教員も授業している状況がある。

深水委員 だから必ずしも1・2年、無理やり一つの教室でやる必要はないのではないか。

教育委員会事務局付課長 1・2年生という一括りでなくても、1年、2年、分かれてすればいいのではないかといわれるのはよくわかるが、その教科の先生は1人なので、そこらをきちんと整理するといふのは、複式の授業が難しいので、広島県教育委員会としては解消するとしているのだと考えられる。

深水委員 今回この答申の中に中学校の複式があえて記載してあるといふのは、今後県が、この備考1の中学校においての一文をなくす可能性があるといふことなのか。

学校教育係長 昨年度の学校規模適正化検討委員会では、そういったことを想定しての意

見は出ていない。

小根森委員 中学校において複式学級となった時点というのは、2学年の合計人数が8人になった時、と置き換えて考えるということによいのか。

教育委員会事務局付課長 答申では、国の標準法で考えられたということであると思う。

迫田教育長 10ページに、学校規模を考える基準は、法律に基づいて学級数だという捉えで整理をされている。教員の定数配置も学級数であり、生徒の人数ではない。そういう整理で考えれば、書いてあることの説明として、人数とすれば2学年合わせて8人であるということになると思う。井岡委員いかがか。

井岡委員 答申に出されている表現でいいと思うが、いずれにしても情報提供はきちんとしていかないといけない。当たり前のことだが十分な説明が必要であると思う。該当地域の保護者や住人はどうなのだろうかという不安があると思う。そこで何もないというのは不安だと思うので、しっかり情報提供をして、協議する場を設けていくのがよいと思う。協議という形で協議ではなくなることに皆さん不安を持たれている。

深水委員 今のところは確かにすごく大切に、複式になったから協議するのではなく、先を見据えた上でやっていく必要があると思う。現実問題、何かの状況が起こったからではなく、それに向かって何ができるかということの協議は当然であるし、目安としては、その一歩、二歩手前であるべきだと思う。この目安については、大小の議論が当然必要で、今回の複式については、小規模の議論である。当然大規模の議論もあるべきである。規模の適正化ということにおいては、目安が少しバランスを欠いていると思う。例えば、もうこれ以上のクラス、人数、校区になったら、学校のあり方を考える必要があるのではないかということが、大規模の一つ議論になるかと思う。

迫田教育長 小根森委員いかがか。

小根森委員 目安としてはこうなると思う。ここまで少人数になると、子どもの学習環境を保つことができなくなる。そのぎりぎりの人数ではないかと思う。妥当な目安を作っていただいたと思う。

迫田教育長 今の意見を集約すると、目安は一定程度必要であるが、目安の示し方についてはもっと工夫があるといいということと、あわせて、目安があってもなくても、小さい大きいを問わず、学びの環境がどうあるべきかということは常に議論していくべきであり、それは目安となる部分から始まるのではないといったことであつたかと思う。

小根森委員 ひとつ付け加えたい。市民の方に示す時には、先ほど複式についての説明があつたとおり、複式にも本当にいい面がたくさんあるし、それによってすごくいい教育を受けて成長した子どももたくさんいると思うので、複式を否定するものではないが、このレベルまで人数が減った場合には、やはり豊かな教育環境とはいえなくなるので目安としたということがわかるような説明をしていただきたい。

迫田教育長 その他付け加え等ないか。

深水委員 先ほど、議論はこれをきっかけにではなく、継続的にずっとやっていくべきだという話をさせていただいた。あえて、大と小という話をしたが、小の方だけを考えていくなれば、例えば小規模校をどうしていくかという中では、やっぱりコミュニティとの関わりがすごく大切であるし、ICTとの区分組み合わせも大切であり、13ページに書かれている通りだと思う。ICTを活用し、小中一貫校、コミュニティとの関わり、その上で学校の統廃合について考えていくという議論があると思うが、そういうのはぜひ継続的に、早め早めにやっていっていただきたい。その時の大きな切り口が3つあると考えており、1つは、複式が問題であれば、複式を解消するためには、子どもをふやすという方法、2番目は、複式に伴って教員の配置が少なくなるので、どうすれば教員が増やせるか。もう1つは複式を解消する中で、複式のデメリットを解消するための新たな教育方法の模索ということで、ICTの活用ということが出てくると思う。子どもを増やすというと非常に大きな話のような気がするが、例えば、青河地区では自治会で賃貸住宅をつくり、そこに子育て世代を呼び込んで、少しでも子どもの数を増やすという取組をされている。これは複式になってから始まった取組ではないと思う。5年先、10年先を見ながらやっていく議論ではないかと思う。ほかにも山村留学的な方法として、都会から子どもたちを呼んで、小規模だけどいい学校なのでぜひ来てほしいという取組もあると思う。2番目として、先生を増やすというのは人件費の問題がすごく大きいですが、例えば県費以外に市費での教員の増員という可能性もあるし、さらには、コミュニティがどうしてもその学校を持ちたいということで、じゃあ自治会がその人件費を持つということ可能性も否定できないのではないかと思う。もう一つ、まだ勉強不足でよくわからないところがあるが、今度は民間資本導入という方法もあるのではないかと思う。具体的例えばPFIの導入による公教育の運営である。ただ文科省の資料の中で、PFIは施設整備には使えるが、公教育の運営には使えないと書いてあり、なぜ使えないのかよくわからない。アメリカではどんどん導入されている制度であるが、使えないなら使えないなりに、県内の教員養成課程を持っている学校の附属学校的な導入の仕方でも、人を送り込んでもらう方法ができるのではないかと思う。教育方法の模索ということでは、ICTの活用や、学校間交流、さきほど言った、分校システムみたいなものをうまく使えないかと思う。極端な話、全三次学校でもいいかもしれない。その分校が各地域にあるという形で、様々な交流がミックスされていくという運営の仕方もあるかもしれない。こういったことをしっかり研究していただき、早め早めに、コミュニティや地域の中に投げかけてもらえば、議論ができるのではないかと思う。

小根森委員 今おっしゃったことには共感する。滝沢先生も、学校の特徴を活かしつつとおっしゃっている。先ほどあった、青河の自治会活動もあれば、川地の



I ターン活動もある。また、栗屋小学校には、少人数の学校に行きやすい子どもが遠くから通っている。子どもにあった学校づくりというのもあると思うので、そこら辺をちゃんと配慮した上での適正配置になっていかないといけないと思う。

井岡委員 いろいろ思うところはあるが、山村留学などは以前もあり、いろいろな課題を乗り越えてきている。今は時代も変わり、いろいろと難しいことはあるが、多様な選択肢が広がるというのはいいと思う。

迫田教育長 それでは、ここで区切りとさせていただきます。基本的には、12ページの基本的な方策や目安、そして具体的な取組というところを出していただいた。いろいろなやり方や工夫の仕方はたくさんあり、それを一緒に考えていくことが大事であるということだと思う。そういったことも含めた情報提供を、保護者や地域にしっかりとしていきながら、こういった取組が、子どもにとって大切な力をつけられる教育内容や学校になるような視点を共通的な目標として進めていければいいと思う。この答申内容の12ページまでを基本的には尊重するということの中で、また次回、皆さんの意見を踏まえて、もう少し整理をして協議し、これをさらにどんな形で決定していくかということにつなげていきたいと思うがいかがか。

委員一同 —異議なし—

迫田教育長 それではここからは非公開となるため、傍聴人に退室いただく。

—傍聴者 退室—

議案第15号 三次市こども集会所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例案について  
(議会提出前の案件のため非公開)

報告1 三次市史跡寺町廃寺跡発掘調査検討委員会に係る委員及びオブザーバーの再任について  
(人事に関する案件のため非公開)

報告2 教職員の人事について  
(人事に関する案件のため非公開)

迫田教育長 これをもって本日の会議を終了する。